

ボーナス一括繰上払い・2回払い繰上払い取扱加盟店規約

第1条（用語の定義）

1. 「ボーナス一括繰上払い」とは、当社の加盟店に対するボーナス一括払いの方法による債権買取代金の支払を、加盟店の依頼に基づきしんきんカード加盟店規約及び通信販売加盟店規約に定める支払日に対して繰上げて支払うことをいう。また、当社の加盟店に対するボーナス一括繰上払いによる債権買取代金の支払日を「繰上払い日」という。
2. 「ボーナス一括繰上払い取扱加盟店」とは、しんきんカード加盟店規約および通信販売加盟店規約に定める加盟店のうち、本規約承認のうえ、当社にボーナス一括繰上払いの取扱を申込み当社が取扱を承認した加盟店をいう。
なお、ボーナス一括繰上払いの取扱は加盟店申込みと同時に申し込む事ができるものとする。
3. 「2回払い繰上払い」とは、当社の加盟店に対する2回払いの方法による債権買取代金の支払を、加盟店の依頼に基づきしんきんカード加盟店規約及び通信販売加盟店規約に定める支払日に対して繰上して支払うことをいう。また、当社の加盟店に対する2回払い繰上払いによる債権買取代金の支払日を「繰上払い日」という。
4. 「2回払い繰上払い取扱加盟店」とは、しんきんカード加盟店規約及び通信販売加盟店規約に定める加盟店のうち、本規約承認のうえ、当社に2回払い繰上払いの取扱を申込み当社が取扱を承認した加盟店をいう。
なお、2回払い繰上払いの取扱はボーナス一括繰上払いを取扱う加盟店のみが申し込むことができるものとする。

第2条（繰上払い手数料）

1. ボーナス一括繰上払い取扱加盟店が、当社に支払うボーナス一括繰上払いの取扱いに関わる手数料（以下「繰上払い手数料」という）は当該売上債権総額に当社の定める料率を乗じた金額とし、しんきんカード加盟店規約及び通信販売加盟店規約に定めるボーナス一括払いの方法による支払日前日から繰上振込日までの日数（以下「繰上日数」という）につき日割り計算により算出するものとする。
なおこの場合、円未満は切り捨てるものとする。
2. 前項に定める繰上日数は繰上払い日が金融機関休業日の場合、また当該年が閏年の場合は変動するものとし、実暦日数を繰上日数とする。
3. 当社は、実勢金利を鑑み毎年6月と12月の年2回繰上払い手数料率の見直しを行ない翌月から適用手数料率の引上げまたは引下げができるものとする。当社が繰上払い手数料の変更を行なった場合、当社が取扱加盟店に対して発行するカード手数料計算書にて、取扱加盟店に通知するものとする。
4. しんきんカード加盟店規約及び通信販売加盟店規約に基づき、当社が、ボーナス一括繰上払い取扱加盟店に対する債権買取代金の支払を一時保留した場合、ボーナス一括繰上払い取扱加盟店は約定支払日より起算した繰上げ払い手数料を負担するものとする。
5. 入金取消・返品処理が発生した際は、回収額に応じた繰上払い手数料を元金全額回収時に返金するものとする。

第3条（支払い方法）

ボーナス一括繰上払い取扱加盟店及び2回払い繰上払い取扱加盟店のボーナス一括繰上払い及び2

回払い繰上払い取扱による債権買取代金の支払方法は、しんきんカード加盟店規約及び通信販売加盟店規約に定める1回払い販売と同じものとする。

第4条（申込みと変更）

1. ボーナスイ括繰上払い及び2回払い繰上払いの申込みと変更（通常振込みサイクルの適用）については、「申込書兼取扱コース変更届」受付日以降最初に到来する売上債権譲渡の締め日より適用されるものとする。
2. ボーナスイ括繰上払いと2回払い繰上払いの両方を取扱っている加盟店がボーナスイ括繰上払いを通常振込サイクルに変更した場合は、自動的に2回払い繰上払いも通常サイクルに変更されるものとする。

第5条（本規約に定めのない事項）

ボーナスイ括繰上払い取扱加盟店及び2回払い繰上払い取扱加盟店は、本規約に定めのない事項については、しんきんカード加盟店規約および通信販売加盟店規約に従うものとする。

（2003年10月1日制定）